

新型コロナウイルス感染症の影響による減免該当チェックシート

はい →
いいえ →

新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯主の収入が減った

はい

いいえ

新型コロナウイルス感染症により
世帯主が死亡した、または重篤な傷病を負った

はい

いいえ

減免対象になります
提出書類

- 減免申請書
- 死亡診断書または医師の診断書など

新型コロナウイルス感染症の影響により、
会社が倒産した、または解雇になった

はい

いいえ

65歳未満で雇用保険
の失業給付を受ける

はい

いいえ

新型コロナウイルス感
染症の影響により世帯
主の事業・不動産・給
与・山林のいずれかの
収入が減少する見込み

いいえ

減免対象ではありません

納税が困難な場合
は、収納課へご相談
ください。

いいえ

**非自発的失業者軽減
が適用になるため、
新型コロナウイルス
感染症の影響による
減免は対象になりま
せん。**ただし、給与
収入の減少に加え
て、事業収入等の減
少があり、右の①～
③の条件に全て当て
はまる場合は、減免
対象となります。

- ①～③の条件に全て当てはまる
- ①世帯主の事業・不動産・給与・山林収入（以下、事業収入等）のいずれかの年間収入見込額から、保険金等により補てんされるべき金額を控除した額が、前年の当該事業収入等の額の30%以上減少する見込みになる※
- ※同じ種類の収入で比較をしてください。今年開業したなど、前年に当該収入がない場合は対象となりません。
- ※営業や農業などの事業収入は、経費を差し引く前の金額です。
- ②世帯主の合計所得金額が 1,000 万円以下
- ③世帯主の事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400 万円以下

はい

減免対象になります。以下の書類を期限までに用意し、申請してください。申請書が印刷できない場合は、郵送します。
（書類に不備や記入漏れがある場合、受付できませんのでご注意ください。）

提出書類

- 減免申請書
- 収入見込申告書
- 現在の収入が分かる資料（帳簿の写し、給与明細書の写しなど）
- 補てんされる保険金や損害賠償金がある場合は、金額が分かる資料
- R3.1.1時点で本庄市にお住まいでない方は、前年の所得が分かる資料
- 令和3年度課税の令和元年度・令和2年度相当分を減免する場合は、遡及加入に伴う減免申請申出書

【失業や廃業をした場合】

- 失業したことが分かる資料（退職証明書の写しなど）
- 廃業したことが分かる資料（廃業届の写しなど）

申請に必要な書類は全て市ホームページに掲載しています。左のQRコードを読み取って、ご確認ください。



納期限の7日前（第1期は令和3年7月26日）までに提出書類を本庄市役所保険課まで郵送してください。
提出先：〒367-8501 埼玉県本庄市本庄3-5-3 本庄市役所保険課国保係 Tel0495-25-1116（直通）